

社会福祉法人往還福社会役員等報酬規程及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人往還福社会定款第五条に規定する評議員、第六条に規定する評議員選任・解任委員及び第15条に規定する役員（以下「役員等」という。）の費用弁償に関し必要な事項を定める。

(職員である者の特例)

第2条 役員でかつ施設職員である者に対しては、往還保育園 職員旅費規程（以下「園旅費規程」という。）を適用する。

(役員等の報酬)

第3条 役員等の報酬については、無償とする。

(費用弁償)

第4条 役員等が業務を行う為旅行したときは、費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、園旅費規程を適用する。ただし、日当の額については、6,000円とする。

(準用規程)

第5条 この規程に定めるものを除くほか、役員等の費用弁償の支給方法については、往還保育園職員の例による。

附則

この規程は、昭和62年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年 1月28日から施行する。

附則

この規程は、平成29年 6月10日から施行する。